

# 国民年金だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895 栃木年金事務所 ☎0282 (22) 4131

## 予約制による年金相談のご 案内

栃木年金事務所では、予約制 による年金相談を実施しており ます。ぜひご利用ください。

## 予約申し込み方法

○年金相談のご予約は、相談希望日1か月前からお電話、または年金相談窓口でお受けしております。

○ご予約を受け付ける際には、 相談者及び配偶者氏名、基礎年 金番号、電話番号、相談内容等 の確認をさせていただきます。

## 予約相談の実施時間帯

#### ○月曜日

午前8時30分から午後6時まで(月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日が午後6時までとなります)

○火~金曜日

午前8時30分から午後4時 まで

○第2土曜日

午前9時30分から午後3時 まで

※予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合があります。

年金相談の際は、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振り込み通知書などの他、相談者本人であることを確認できるものをお持ちのうえ、予約時間までにお越しいただき総合相談窓口にお申し出ください。

※代理の方がご相談に来られる際には、委任状が必要となります。

※ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

## 予約申し込み電話番号

☎0282(22)4697 (栃木年 金事務所)

☎0570(05)4890(全国共通) ※電話の受付時間は午前8時30 分から午後5時15分までです。 (土・日・祝日、12月29日から 1月3日を除く)

# 社会保険料(国民年金保険 料)控除証明書が発行されま す

国民年金保険料は、所得税及 び住民税の申告において全額が 社会保険料控除の対象となりま す。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

この社会保険料控除を受ける ためには、納付したことを証明 する書類の添付が義務付けられ ています。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際にはこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られる予定です。

なお、ご家族の国民年金保険

料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご 照会は、控除証明書のはがきに 記載されている下記の電話番号 にお問い合わせください。

▼年金加入者ダイヤル

「0570-003-004」(ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけに なる場合「03-6630-2525」 ※自動音声案内に従って番号を

押してください。

≪受付期間≫

11月1日(木)~平成31年3 月15日(金)

- ≪受付時間≫
- ○月~金曜日 午前8時30分~午後7時
- ○第2土曜日

午前9時~午後5時

祝日 (第2土曜日を除く)、12 月29日~1月3日はご利用いた だけません。

- ※お問い合わせの際の注意
- ・ナビダイヤルは、一般の固定 電話からおかけになる場合は全

国どこからでも、市内通話料金 でご利用いただけます。

- ・ただし、一般の固定電話以外 (携帯電話等)からおかけにな る場合は通常の料金がかかりま す。
- ・「03(6630)2525」の番号 におかけになる場合には、通常 の通話料金がかかります。
- ・「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

### ■お詫びと訂正

下記のとおり掲載誤りがありました。訂正してお詫び申しあげます。

○10月号6ページ扶養親族等 申告書提出先

(正) 〒119-0314 日本年金機構 中央年金センター 宛 ※送付先住所は記入不要です。 同封されている返信用封筒は正 しい送付先になっています。

(誤) 〒119-0220東京都杉並 区高井戸西3丁目5番24号 日 本年金機構 宛